全法労協 だより

2016年

12月12日

No.105

全国法律関連労組連絡協議会

東京都千代田区鍛冶町 2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281

http://www.hou-kan.com/

目 次

定期大会特集1

東海地域法律関連労組

大阪法律関連労組

神奈川・法律合同分会

福岡法律関連労組

千葉県法律関連労組

全法労協九州ブロック交流会 in 佐賀4

各地で定期大会が開催されました

今、職場をめぐる状況が大変厳しくなって いるもとで、賃金や一時金、労働条件、雇用 など、要求の前進をかちとるために旺盛にた

たかっていくことが求められています。10月から12月にかけて各加盟労組の定期大会が開催されましたので、その模様を紹介します。

東海地域法律関連労働組合第27回定期大会

10月22日(土)に第27回定期大会を開催しました。

提案では、今の社会情勢および私たちの業界を取り巻く情勢を概括し、1年間の組合活動の 総括をした上で、来期の重点課題が掲げられました。

各分会や組織部、青年部での奮闘が紹介され、女性部の悩みも語られました。来期も基本線は変わらず、引き続きの奮闘が求められます。

執行部からは、反省点として、愛知県弁護士会への要請が昨年に続いて取り組まれなかったこと、未組織労働者を意識しての企画立案や情報発信、とりわけホームページ運用の改善ができなかったこと、今後の役員づくりも含めた学習強化策や声かけが不十分だったことなどを述べた上で、執行部で着手できない(できなかった)ことは臨機応変にプロジェクトチームの編成を呼びかけるなどして改善を図る等の提案がなされました。

討論で出された意見を全て紹介することはできませんが、幾つかを以下に列記します。

- ・更年期障害での休暇取得の補償について考えていきたい
- ・政府も進めようとしている妊娠治療支援制度について学んでいきたい
- ・女性部の活動を何とか活発化させたい
- ・「早出残業」を"形式的に"なくして(実際には早出をして掃除などをし始める人がいる)、 少しずつ賃金カットをしようというやり方が試験的に始まり、労働者の中に不満が生じ ているが、何とかしたい
- ・「早出残業」問題は解決したと思っていたが(上記と別の職場分会)、実は未解決だった ことが大会の場で判明したので、改めて整理したい
- ・一人職場ではタイムカードよりも台帳などが多いのが実情では? 労働時間管理のあり 方について考えたい
- ・一人職場の労働者に訴えるようなホームページづくり (コンテンツの発信) をしてほしい
- ・弁護士会への要請はやってほしい。せっかく集めたアンケート結果を活かしてほしい。 要請するだけでも価値があると思う。
- ・(争議の報告を受けて) 弁護士が人を雇うということの意味をわかっていない。弁護士は

事務員を雇用したら、弁護士会から必ず事務員証を交付してもらうようにするとか、そういう仕組みを提案、要請してはどうか。

- ・札幌の事務員会が取り組んでいるような、事務員初心者向けのテキストが渡せるような 取り組みをしてほしい
- ・法全連の全国交流集会が、来年は愛知で開催されるが、組合も協力して、人材発掘など も視野に入れて進めてほしい。

まとめでは、討論で出された意見も十分に汲んだ上で、提案した方針を進めていこうとの発言がなされ、決算報告、予算提案も含めて一括採択されました。

そして、次期役員選挙を行い、以下のとおり選任されました。

委員長 土肥祐 (名古屋分会) 執行委員 三浦由美子 (かけそば分会)

山谷和大(かけそば分会) 執行委員 森田洋子(南部分会) 副委員長 長尾忠昭 (西北分会) 八尾新之介(第一分会) 副委員長 執行委員 書記長 熊谷茂樹 (西北分会) 執行委員 山元照國 (第一分会) 鵜飼哲美(かけそば分会) 近藤千佐子 (西北分会) 執行委員 会計監査

執行委員 後藤実月(第一分会)

大阪法律関連労働組合第36回定期大会

10月29日に第36回の組合大会を行いました。

議案書はいつも大会直前にできあがるので、大会前に組合員に十分目を通してもらえるよう意識して早めに作成に取りかかりました。議案書の表紙には、今年も「じむこ」を登場させました。

大会の進行は、11時~12時全体会、12時~ 1時ランチタイム交流会、1時~2時半分散会、2 時半~3時半まで全体会という流れです。

ランチタイム交流会は、5つに分けた分散会のメンバーで行います。ランチタイム交流会は分散会の議論の導入的な役割を果たし、毎年好評です。今年は、ママたちが構成メンバーで、普段なかなか会議を開くことができないHP委員会からの希望があり、1つの分散会をHP委員会の議論の場にあてました。

分散会では、全法労協の要求アンケートを全員に 配り、アンケートを記入してもらいながら、アンケート項目に触れつつ、職場の状況について意見交換



を行いました。アンケート項目に沿っての意見交換でいつもに比べてより詳細に他の職場の状況を把握でき、組合内のアンケート回収率アップにもつながったので、一石二鳥だったなと思います。

前期新たに組合に入った4名のうち3名が参加し、職場で感じている労働条件の疑問(基本給や残業代、有休・生休など)も寄せられ、活発な意見交換ができました。

大会後には、懇親会と今年職場を退職した(組合の籍はそのまま)戸田さんの慰労会を行いました。

(書記長 三澤裕香)

全労連・全国一般神奈川地本 法律合同分会第84回定期大会

第84回定期大会を10月29日に開催しました。議案提案において、1年の活動が報告されました。専門部や班からの報告もありましたが、主な議論は下記のとおりです。

事務員労働者の職場環境は、神奈川でも厳しさを増しており、特に各職場にあった要求を出すことが難しくなってきています。また、春闘、夏期冬期一時金獲得要求についても、軒並み低額な回答が続いており、いまだに妥結していない職場もあります。今後、神奈川での懸案ともなっている賃金のモデルケースも見据えながら、それぞれの職場まかせにしない、連携を強化した闘いを模索していきたいと思います。

執行委員会では、月に2回の会議を定例としており、会議の内容を「週間○曜日」で全組合員に広報しています。また、組合員全員宛のメーリングリストも活用しています。

来期にむけて、アンケート活動で153名を集約したことをもとにして、神奈川県弁護士会理事者との懇談にさらに活かすために、県下の未組織労働者の声をひろく集めることを目標にしました。来期の春闘要求についても、各職場の団結を深めるとともに、要求の方法についても考えていきます。

さまざまな討論の出た大会でしたが、会議は過半数を超えず、急遽組合員の一票投票を行うこととし、次期執行委員を選出しました。

分会長 原 知秀 榎並恵子 執行委員 書記長 丸山賢太郎 執行委員 山本明子 執行委員 渡辺昌富 有村長日登 執行委員 会計監査 執行委員 鈴木英美子 三田郁子

福岡法律関連労働組合第37回定期大会

第37回定期大会を10月29日に開催し、プレ企画として、学習会と交流会も行いました。参加者は、学習会&交流会が18名、定期大会が35名でした。

学習会は、「安倍政権の働き方改革のウソとマコト」と題して、県労連の副議長さんに講師をしていただき、私たちの労働条件に直にかかわる問題として見過ごすことができないタイムリーなテーマでした。

学習会に続けて、私たちの働き方改革~働きやすくするためのルールについて交流しました。 あらかじめいくつかのテーマに絞り、職場の実態について発言をしてもらいましたが、それぞれの職場で人数や体制などの違いから様々なルールがあることがわかり、また参考にしたいことなどもあり、有意義な時間となりました。

午後は定期大会を行い、1年間の活動を振り返りながら、いろいろな取り組みの報告や各職



場の実態や抱えている悩みについて話し 合い、また1年頑張るぞという決意をも って終わりました。

午前に学習会&交流会、午後に定期大会という日程でしたが、まだまだ話し足りないくらいでした。

定期大会に参加する度に、「一人ではないんだ」という気持ちになります。多くの組合員が集まる機会をこれからも大切にしたいと思います。

(福岡法律関連労働組合 木下)

千葉県法律関連労働組合第36回定期大会

11月25日定期大会を開催。冒頭、長きに渡り組合を支えてきた中村岩太さんへの黙祷を捧げた後、この1年間の活動を振り返りながら、それぞれの状況を含めた展望を語り合いました。

安倍暴走政治のもとで労働者の状態悪化がすすむなか、職場要求改善においては、団体交渉が当たり前の職場とそうでない職場など様々ですが、経営改善のための働きかけを含め、いかに前向きに打開をしていくか、個々の職場や組合に対する思いを発言しながら、あらためて組合の役割を確認する場となりました。



そして、以下新たな執行委員を選出しました(役職は互選)。

小島秀也(執行委員長)、長谷川祥子(副執行委員長)、土井温史(書記長)、子安まゆ美

金老常路九州乙口ック交流会 in 佐賀

11月19日(土)、福岡から8名、熊本から3名、 開催地佐賀から4名が参加し、全法労協九州ブロック 交流集会が開催されました。会場は田んぼとクリーク に囲まれたひょうたん島公園。バス停から20分ほど 歩いて佐賀平野を堪能しながら来られた方もいました。

交流会では、年々引き下げられる労働条件が話題となり、「勤続21年で昇給が止まり、かつて年5ヶ月あったボーナスは3ヶ月になった」「退職金が3割カット、



ボーナスも年 5. 3 ヶ月だったのが夏 2 0 万円にとどまった」「夏はボーナスが出なかった、冬もないだろう」「賞与が寸志になり、午後 1 0 時以降は残業代がつかない」「5 年前までは市職員並だった給料が、ボーナスもなくなり、年収が 1 0 0 万円減った。」「事務所解散か賞与なしでの継続か迫られた」「ボーナスはない、事務所解散の危機もあった」など参加者の数だけ深刻な実態が出されました。法律事務所の労働条件の悪化は、他の産業と比較しても度合いもテンポも深刻だと感じました。そういう状況でも、法律事務所で働いていることに誇りを持ち、経営者とともにスキルアップや顧客の拡大に努力している報告もありました。

交流会では、福法労による「ひょっこりひょうたん島」の替え歌が披露され、身につまされる歌詞とはつらつとした踊りに心とからだが揺すぶられました。

九州ブロック事務局から、法律事務所の労働条件を改善していくためには全国で職場改善ア



ンケートに取り組んでいくことが大切として、来年は九州で1000名の回答をめざすことが提案され、誰も反対しませんでした

交流会の後は、少々上品な店で懇親会を 開催し、湯葉と豆腐と佐賀牛に舌鼓を打ち ながら、書けること書けないことを語りま した。

(佐賀中央法律事務所 松永敦彦)